

行田市告示第70号

行田市道路後退用地等整備要綱を次のように定める。

平成31年3月31日

行田市長 工藤正司

行田市道路後退用地等整備要綱

行田市道路後退用地整備要綱（平成12年告示第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、建築主等の理解と協力のもとに、道路後退用地等を整備することにより、狭あい道路の拡幅を促進し、もって安全で良好な生活環境の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建築行為 法第6条第1項の規定により建築主事の確認を受けなければならない建築物を建築する行為をいう。

(2) 工作物等 門、塀、生垣、樹木、給排水施設、電柱等をいう。

(3) 道路後退用地等 建築行為に係る敷地のうち、次に該当するものをいう。

ア 法第42条第2項の規定により道路とみなされる部分

イ 市長が必要と認め、法第42条第2項の規定を準用して道路とみなされる部分

ウ ア及びイに係る隅切り部分

エ ア、イ及びウのほか、特に市長が必要と認める部分

(4) 建築主等 法第2条第16号に規定する建築主（建築主と土地の所有者、管理者又は占有者が異なる場合は、当該土地の所有者、管理者又は占有者を含む。）をいう。

（建築主等の責務）

第3条 建築主等は、建築行為を行うときは、道路後退用地等に関し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 建築確認の申請前に敷地と道路後退用地等の境界線を確定すること。
 - (2) 前号の境界線が確定したときは、速やかに道路後退用地等を確定し、その道路後退線（法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線をいう。）上の境界点にコンクリート杭等を設置し、建築確認の申請前に道路後退線等を明確にすること。
 - (3) 道路後退用地等に既存の建築物、工作物等がある場合は、これらを除却した後建築確認の申請を行うこと。
 - (4) 道路後退用地等と道路に高低差がある場合は、道路後退用地等と道路とを同じ程度の高さに整地し、路肩の適切な保護処置を講じること。
 - (5) 建築主等は、道路後退用地等を第三者へ譲渡し、又は権利を設定する場合においては、この要件を継承すること。
- 2 建築主等は、道路後退用地等を市に無償で使用させるときは、行田市道路後退用地等無償使用承諾書（様式。以下「承諾書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 案内図
- (2) 道路後退用地等となる部分の写真（全景が分かる写真、2枚程度）
- (3) 印鑑証明書（権利者全員 各1通、副本については写し可）
- (4) 資格証明書（法人の場合）
- (5) 公図（直近のもの、写し可）
- (6) 地積測量図（後退部分についての測量図）又は求積図
- (7) 土地の登記事項証明書（直近のもの、写し可）
- (8) 委任状（代理人による手続を行う場合）

（市の責務）

第4条 市は、道路後退の完了後、安全性の確保が可能な必要最低限の範囲について、既存の道路の形態と同様な道路後退用地等の整備工事を行い、更に維持管理を行うものとする。

（税の免除）

第5条 市長は、建築主等から承諾書（分筆があるものに限る。）を受理したときは、道路後退用地等に係る固定資産税及び都市計画税を非課税とする。

(適用除外)

第6条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に規定する開発行為に係る道路後退用地等（自己の居住の用に供する住宅を目的とする開発行為は除く。）である場合
- (2) 土地又は土地建物の販売を目的とする土地に係る道路後退用地等である場合
- (3) その他市長が不相当と認めたもの

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、改正前の行田市道路後退用地整備要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の告示の様式によるものとみなす。
- 4 この告示の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この告示の施行後においても当分の間、所要の修正を加えて使用することができる。